

2019. 3. 11. 10:00~

経済水道委員会

説明資料

平成31年3月11日
観光文化交流局

目 次

頁

1 都市魅力の向上・発信	1
2 主要都市におけるラグジュアリーホテル数	2
3 市内外外国人住民数	3
4 国際展示場コンベンション施設整備事業	4
5 国際展示場拡張整備に係る基本構想の策定	5
6 文化芸術を活用した他分野連携事業の試行実施	6
7 文化施設の予約における優先的な取扱い	7
8 市民会館の整備検討調査	8
9 名古屋城総合事務所における学芸員数	9
10 第2回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議における構成員の 主な意見	10
11 名古屋城天守閣整備事業工程案	12
12 文化庁から示された現状変更許可申請提出にあたっての留意事項	13
13 構台等仮設工事	14

1 都市魅力の向上・発信

(単位：千円)

5つの柱	区分	主な内容	金額
戦略1 ブランドづくり	シビックプライドの醸成に向けたプロモーションの推進	地下鉄車内貸切広告を活用した魅力資源の発信など	20,000
戦略2 デスティネーションづくり	名古屋城を核とした魅力向上推進事業	魅力軸の回遊性向上を図るスタンプラリーの実施など	20,000
	スポーツを活かした魅力の創出・発信	大規模スポーツイベントによるプロモーション効果の調査など	6,000
	東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業	カナダ車いすバスケットボール代表チームの事前合宿受入れ及び交流事業の実施など	20,000
	コスプレホストタウン等の推進	コスプレコンシェルジュの運営など	7,000
	都市魅力向上・発信活動	大規模イベント事業助成など	4,274
戦略3 シビックプライド・ちびっこプライドづくり	産学官民の連携による魅力向上・発信事業	名古屋城こども王位戦(将棋大会)の開催など	6,000
	シビックプライドの醸成に向けたプロモーションの推進(再掲)	地下鉄車内貸切広告を活用した魅力資源の発信など	20,000
	都市魅力向上・発信活動	フィルムコミッショング事業	5,315
戦略4 メディアの創造・活用	ウェブ・SNS・アプリを連動させた魅力の編集・発信	魅力発信ポータルサイト「名古屋もっと、だいすき」の運営など	9,887
戦略5 サポーター・担い手づくり	産学官民の連携による魅力向上・発信事業	名古屋応援会議の運営による魅力向上・発信	1,000

2 主要都市におけるラグジュアリーホテル数

区分	Superior Deluxe	Deluxe	計
札幌市	—	—	—
東京都	3	21	24
横浜市	—	3	3
京都	—	4	4
大阪市	—	8	8
福岡市	—	1	1
本市	—	1	1

注1 Travel Weekly ウェブサイトによる (平成31年3月7日時点)

注2 本市に立地する Deluxe ランクのホテル：名古屋マリオットアソシアホテル

3 市内外外国人住民数

(単位：人)

区	外国人住民数
千 種	6, 612
東	3, 612
北	5, 446
西	4, 201
中 村	6, 377
中	9, 803
昭 和	4, 778
瑞 穂	2, 021
熱 田	2, 293
中 川	6, 616
港	8, 713
南	5, 899
守 山	4, 208
綠	5, 156
名 東	3, 849
天 白	3, 499
計	83, 083

注 平成30年12月末現在

4 国際展示場コンベンション施設整備事業

(1) 内容

(単位：千円)

区分	内 容	金 額
事業者選定支援業務	新第1展示館と同時期開業を目指すため、事業者の公募・選定等における技術面・法務面等の支援業務	15,070
施設整備事業 (債務負担行為)	会議施設や飲食施設を併設したコンベンション施設を整備	4,000,000 (平成32～34年度)

(2) 事業者選定方法

総合評価落札方式による、設計・建設一括発注

(3) 平成29年度調査の主な調査項目及び方針

区分	内 容
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設内容や規模 ・概算工事費及び工程 ・事業手法
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・展示場を機能的につなぐため、新第1展示館と既存施設の中間地点に整備 ・近年増加傾向にある展示会併設型セミナーに対応するために必要な会議施設及び飲食施設を、新第1展示館と同時期開業を目指し整備

5 国際展示場拡張整備に係る基本構想の策定

(1) 内容

(単位：千円)

区分	内 容	金 額
需要見込みの精査	・展示会主催者等の開催意向の確認、精査	3,342
既存施設の課題整理	・既存施設の機能面、動線面等の課題整理	8,608
導入機能・規模及び施設レイアウト等の検討	・導入機能及び拡張面積等の検討 ・施設レイアウト、動線及び事業スキーム等の検討	13,180
交通処理対策の検討	・道路・鉄道等にかかる交通処理対策の検討	7,268
事業採算性等の検討	・事業規模及び採算性の検討	2,742
	計	35,140

(2) 平成30年度「今後の展示場のあり方検討懇談会」における主な意見

区分	主な意見
展示場拡充の必要性	・展示会の重要性が増す中、現状は、面積が足りておらずビジネスチャンスを逸失している。スピーディな拡充が必要
整備規模及び場所	・用地買収、用途変更の必要もなく、一定の交通アクセスが整っている金城ふ頭で、機能拡充することが最も合理的 ・現第2、第3展示館を機能強化しつつ、大幅な面積減を避けるため、第1ステップで6万、次に8万といった段階的整備を検討すべき
整備時期	・2027年ごろまでに6万m ² まで拡充し、その次の8万m ² までの拡充は、リニア開業後の需要と県の稼働状況を見極めつつ、出来るだけ早く拡充すべき

6 文化芸術を活用した他分野連携事業の試行実施

(1) 内容

(単位:千円)

区分	内 容	金額
文化活動連携支援事業	まちづくりや国際交流など他分野と連携する文化芸術活動の支援 ・限度額 50万円 ・件 数 2件	1,000
若手芸術家育成事業	若手芸術家を対象に、著名な芸術家による指導や助言等が受けられるプログラムの実施	3,000
体制の構築に向けた検討	事業の運営及び体制の構築に向けた調査	3,000
計		7,000

(2) 他都市の主なアーツカウンシルの状況

区分	体 制	主な取組み
アーツカウンシル東京	(公財) 東京都歴史文化財団の一部門として設置	・活動支援 ・人材育成
アーツコミッショニ・ヨコハマ	(公財) 横浜市芸術文化振興財団の一部門として設置	・活動支援 ・拠点形成支援
大阪アーツカウンシル	大阪府・市の諮問機関として設置	・府市文化事業の評価、審査 ・文化施策の提案
アーツカウンシル新潟	(公財) 新潟市芸術文化振興財団の一部門として設置	・活動支援 ・調査、研究

7 文化施設の予約における優先的な取扱い

(1) 市立学校単体

区分	開始時期	主な条件
芸術創造センター	通常の申込みより 1か月前	芸術文化振興のために行う事業
青少年文化センター	平日利用のみ随時	
文化小劇場	随時	制限なし

注 熱田文化小劇場は除く

(2) その他

区分	開始時期	主な条件
公会堂	通常の申込みより 13か月前	・市又は市の機関が主催する事業 ・(公財)名古屋市文化振興事業団が主催する事業
市民会館	通常の申込みより 11か月前	・指定管理者が市の承認を得て行う事業 ・全国的な規模の事業
芸術創造センター		・市又は市の機関が芸術文化振興のために行う事業 ・(公財)名古屋市文化振興事業団が主催する事業 ・指定管理者が市の承認を得て行う事業
青少年文化センター	随時	・市又は市の機関が行う事業 ・(公財)名古屋市文化振興事業団が主催する事業 ・指定管理者が市の承認を得て行う事業
文化小劇場		・市又は市の機関が行う事業 ・(公財)名古屋市文化振興事業団が主催する事業 ・指定管理者が市の承認を得て行う事業

注 (公財)名古屋市文化振興事業団が主催する事業は、市の補助対象事業のみ

8 市民会館の整備検討調査

- ・新たな市民会館に求められる役割・規模・機能
- ・他の文化施設との関係性（役割分担・連携等）
- ・整備の方向性
- ・金山地区における劇場を核とした複合施設のあり方
- ・有識者懇談会の運営

9 名古屋城総合事務所における学芸員数

(単位：人)

区分	平成30年度	平成31年度
考古	5 (1)	7 (1)
歴史	—	2
美術	1	1
展示	1	1
計	7 (1)	11 (1)

注 () 書きは学芸員数のうち、教育委員会との併任の人数

10 第2回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議における構成員の主な意見

区分	主な意見
川地 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・国際コンペをやるのは当然。階段昇降設備を例に挙げても、ヨーロッパ製が多く、海外の福祉関係企業の参加がないと意味がない ・公募はスタートが重要。提案内容を審査側でチェックする必要がある ・後から参加する人の方が有利になっては意味が無いので、しっかりとルールを決めないと ・審査員に当事者を当然入れるべき ・一からスタートするチームにとって4年というのは非常に厳しい。既存技術を改善するグループと一から開発グループと部門を分けては
小浜 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの昇降にはエレベーターがいいが、柱や大梁を撤去することは出来ないのでシャフト型のエレベーターは無理ではないか ・1階ごとに上がっていくリフトであればいいのでは ・色々なアイデアが出てくるのでは
小松 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・少し期間が短い印象 ・一から作るのであればもう少し期間を延ばすか、分割してはどうか ・災害時や避難時にも活用できる設備になるかと思う
磯部 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降装置の必要な人の来訪者の見積がなければ開発は極めて難しいのでは ・階段模型を作つて欲しいと言つたのは、実証実験のためではない。普通の人が登れるかどうか確認して欲しいという意味で提案した。使えない人は誰かというのが見えてくる。車いすだけが対象というのがおかしい。排除される人が出てくる ・安全性は誰が確認するのか。検査機関、方法も含めた提案としないと ・相対的ではなく、絶対的水準が必要 ・最終審査で、合格者がゼロだった場合のこととも考えて
高橋 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・史実に忠実な復元というものは出来ないと断言してもいい。構造、耐震、耐火の問題といったことも含めて ・誰もが利用できることが今求められている最大のポイント ・コンペをしても適切な技術開発が無いとどうするのか。しっかりと見込みを持ってスタートしないと。後戻りが出来ない工程を公表してもいいのか ・車いす使用者を排除して史実に忠実というのがこれから作る名古屋城

区分	主な意見
高橋 構成員	<p>の歴史なのか疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターも新技術の開発の一つに加えるべきで、技術やデザイン開発を伴いながらどこまで史実の復元、変更が可能かを問うべき
渡辺 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・技術ありきではなくて、ニーズを踏まえた開発でなければならない。まずコンペではなく、ニーズを調査しニーズ先行型のスタイルに落とし込むべき ・エレベーター技術は駄目だとか、特定の技術を排除するべきではない ・障害を理由に過度な負担をかけるサービスや排除はあり得ない
山田 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・開発には時間がかかり、実用化されないものも結構でてくるため、スキームがとても重要。誰かに使って誰かに使えない。誰か一人に合わせるのが精一杯。きちんとコンセプトを作つて、明確に適用範囲を示す必要がある ・技術的な問題に関わる分野が複合的なので、横断的に見ることができる有識者が関わらないと難しいのではないか。事故時や倫理的な問題の責任は有識者ではなく、事業を推進する名古屋市がもたなければならぬ ・書類審査が重要。有識者がアドバイスしながら、ターゲットを絞っていくプロセスがいるのではないか
三浦 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・電動車いすはかなりの荷重。2022年までに完成は無理では。一般の車いすなら可能ではないかと思うので、電動車いすと一般車いすと部門を分けて、期間も変えたらどうか
麓 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・4月の検討会議の意見に対して、どういう考慮をしたのか、あるいは意見を言った委員にどういう説明をして最終的な方針になったのか。最終的な案をこの委員会のメンバーが了解している必要がある。少し進め方に問題があるのではないか
小野 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・史実にできるだけ忠実にという中で、現代の技術をその中に取り入れて、今の時代にできる形を求めていくという基本方針はいい ・どこかで妥協点を見つけていくことも必要ではないか ・公募の条件を具体化し、検討会議に提起してもらうプロセスを取っていただきたい

注 構成員は発言順

1.1 名古屋城天守閣整備事業工程案

区分		2019年度												2020年度													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
文化審議会						取りこわし																					
工事施工	仮設					史跡外 準備																					
		棧橋・構台等																									
	解体													EV	外部 足場											現天守閣	

1.2 文化庁から示された現状変更許可申請提出にあたっての留意事項

現状変更許可申請提出にあたっての留意事項

① 現天守を解体する理由（現天守解体の必要性・妥当性）

* 耐震診断結果の詳細な説明、耐震補強では十分でない理由、現天守に係る沿革と内容に関する情報の整理、現天守の記憶保存等に関する措置

C

② 現天守解体の具体的な工事内容（工事用仮設の具体的な内容を含む。）具体的な工法・工程等

③ ②に関連して、現天守の解体・除去工事が文化財である石垣等に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られること

* 石垣部会の意見を付すこと

④ 石垣等保全の具体的方針

* 石垣部会の意見を付すこと

⑤ 石垣等詳細調査の具体的な手順・方法等（石垣調査計画）

* 石垣部会の意見を付すこと

13 構台等仮設工事

